

## 特別支援教室モデル事業の実施について

### 1. 目的

現在、情緒障害や発達障害のある児童は特別支援学級（情緒障害等）で通級による指導を受けている。

平成 28 年度からは、児童に対するきめ細やかな指導や巡回指導員と在籍学級の担任との緊密な連携、加えて特別支援学級（情緒障害等）への通学にかかる児童・保護者の負担軽減を図るため、各小学校に特別支援教室を設置して、教員が児童の在籍校に出向いて指導を行う巡回指導を開始する予定である。これに先立ち、特別支援教室のモデル事業を実施し、本格実施に向けた検討を行う。

### 2. 検証課題

- ・指導開始・終了等手続き方法
- ・障害状況ごとの有効な指導方法
- ・指導内容、指導体制
- ・教室環境及び教材・教具
- ・教員配置（巡回指導の体制）

### 3. 方法

上高田小学校かみたかだ学級通級児童を対象にして、上高田小学校を拠点校に、教員が新井小学校・江古田小学校・江原小学校へ出向いて、在籍校における巡回指導を実施する。また上高田小学校の校内通級児童も対象とする。（巡回指導の了承をとれる保護者が少ない場合は、4校以外の児童が対象になる可能性もある。）

### 4. モデル事業実施時期 平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月

### 5. 実施までのスケジュール

教育委員会	拠点校	在籍校
・教育委員会・議会報告 （4月）  ・在籍校校長、通級保護者、 拠点校、在籍校保護者への説 明会（5月以降）	・通級各児童の指導方法等 の検討 （4～6月） ・対象保護者への個別説明 （7月） ・巡回指導対象児童の決定 （8月） ・拠点校と在籍校の打合せ （8月～9月） ・モデル事業開始（10月）	・拠点校と在籍校の打合せ （8～9月） ・モデル事業開始（10月）

### 6. 教員

モデル事業においては拠点校から出張する形態とする。